

総合療育センター 歯科衛生士（期間雇用臨時職員）募集案内【産休・育休代替】

■申し込み

- 1 申し込み方法 履歴書（写真付）及び歯科衛生士免許の写しを持参又は郵送してください。
- 2 申し込み先 〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号
北九州市立総合療育センター事務科(担当：宮武) 電話：093-922-5596

■選考方法

書類選考及び面接（書類選考後、面接日時を連絡いたします）

■仕事内容

当センター歯科における歯科衛生士業務等

■勤務条件

雇用形態	期間雇用臨時職員（社会福祉法人北九州市福祉事業団の臨時職員）
雇用期間	令和4年9月1日から令和5年9月末までを予定（産休育休の取得状況による） 初年度：令和4年9月1日から令和5年3月31日まで（試用期間なし） 翌年度：令和5年4月1日から令和5年9月30日（予定） ※勤務成績及び産休育休の取得状況により更新する可能性がある
雇用場所	北九州市立総合療育センター（北九州市小倉南区春ヶ丘10-4）
仕事の内容	当センター歯科における歯科衛生士の業務
勤務時間	8時30分から17時00分まで（休憩60分含む） ※7.5時間勤務
休日	週休日：日曜日、土曜日 国民の祝日に関する法律に規定される休日 年末年始：12月29日～翌年1月3日
時間外労働	必要に応じてあり（原則なし）
年次休暇	雇用開始から6ヶ月経過後、10日付与
賃金	8,190円（日額）
処遇改善手当 （月額）	特定処遇改善手当 5,000円 臨時特別処遇改善手当 9,200円
交通費	○交通用具利用の場合 1日450円 ・5km未満：月額2,500円上限 ・5km以上10km未満：月額5,000円上限 ・10km以上：月額7,500円上限 ○公共交通機関利用の場合 日額900円（上限）×実勤務日数＝交通費補助額（月額）
賃金支給日	月末締め、翌月20日支給（銀行振込）
一時金（賞与）	基準により支給あり（昨年実績：年2回4.4月分） ※賞与算定基礎額には処遇改善手当等は含みません
退職金	なし
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり
その他	勤務時間等応相談。 詳細は面接時にご説明します。

